

Title	貿易政策の価格調整効果の分析：四つのケース
Sub Title	Analysis of the effect of price adjustment by foreign trade policy
Author	白石, 孝
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1956
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.49, No.8 (1956. 8) ,p.551(1)- 560(10)
JaLC DOI	10.14991/001.19560801-0001
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19560801-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

書評及び紹介

Hollis B. Chenery: The Application of Investment Criteria.....鈴木 諒 一(系)
Walter Galenson & Harvey Leibenstein: Investment Criteria,
Productivity and Economic Development.....鈴木 諒 一(三)
シムムベーター著『經濟分析の歴史 I』.....山 部 徳 雄(七)
東 畑 精 一譯『經濟分析の歴史 I』.....飯 田 鼎(五)
アブッッシュ著『ドイツ——歴史の反省——』.....渡 邊 國 廣(五)
道家忠道・成瀬治譯
明礬取引小史.....

貿易政策の價格調整效果の分析

——四つのケース——

白 石 孝

は し が き

貿易政策の具體的對象はいくつかあるが、本稿ではその一つとして國內の諸價格の變動を貿易量や輸出入價格の調節を通じ安定化せしめる「價格調整」の效果について分析しようとするものである。既にかかる貿易政策については穀物法をめぐる古典學派の諸論、わが國の米穀價格調節關稅の效果に關する諸研究にその分析の一部をみる事が出来る。しかしここでは特定の或る生産物の價格が低落した場合に貿易政策の可能な諸手段を用いこれを引上げるといふような實際の效果を検討するものである。勿論、かかる政策目標をもつ諸手段には多くのものを考える事が出来るが、本稿では次のような諸手段をとるケースについて検討を試みる。

まず輸出側における調節として、補助金政策とその形態でもある輸出入リンク制度を第一のケースとする。次に輸入側における調節として關稅政策を採用するものを第二のケースとする。第三には輸出入兩面における調節として補助金と關稅とを併用するケース、

貿易政策の價格調整效果の分析

第四に輸入割當制度を用いて輸入を直接に統制するケースをそれぞれ考えるものである。猶以下のこれらの分析において、その對象とする生産物はある特定の一生産物であり、輸入もリンク制度の場合を除いてすべてこれと同一品種の生産物を指す。また輸入の國內價格とは輸入の對外價格と區別し、輸入品の國內への販賣價格に相當するものとして用いられている。

まず當該生産物の國內價格が下落した際に輸出補助金制度により需給量を調整するケースについて考えるのであるが、通常、輸出補助金政策は補助金相當分だけ輸出價格を引下げるものである以上、國內價格が下落した際に用いることは一見適當でないケースとみられるかも知れない。しかし實際にこれが行われるのは、國內價格が下落しても猶必要な輸出货量を期待し得ぬ相對的價格水準にある場合か、或は當該生産物の輸出に對する外國の需要價格弾力性が小である場合である。この条件下では當然對外價格を一層引下げ内外の市

場價格差をその分だけ擴大する必要がおこるであろう。今問題とするのはこうしたケースなのである。

さてこの場合の直接の作用は、ハーバラーの部分均衡圖式をやや變形することにより容易に説明することが出来る。そして關稅の場合と丁度逆な效果分析により輸出需要の喚起を畫き得る。一般的には、補助金の輸出に對する價格效果は外國需要と國內供給の弾力性が大なるほど大きいであろう。その結果、輸出促進がもたらせられたとすれば國內價格の引上をもたす。しかしここで考慮されなければならぬのは次のような條件である。

第一はもしもこの種の補助金が他の産業の生産物に對する課稅收入により支出されたものとする、被課稅生産物の價格が騰貴し、これが被補助金生産物の價格に作用するかも知れないということである。勿論かかる合成效果は單純には決定し難い。事實、それは生産の上における前者の占める重要度や價格上の變化に應ずる生産物購入割合の變化如何にも左右されるからである。確かにメツツラーもいうようにこのような第二次效果が第一次效果を凌駕することはあるまい。しかし右の作用が補助金による引下分を多少とも相殺する可能性は考へ得るところである。

第二は輸出補助金による所得效果についてである。この一般的な分析は既に拙稿「補助金政策の形態と效果」において行つたが、この問題の點は次の點にある。即ち

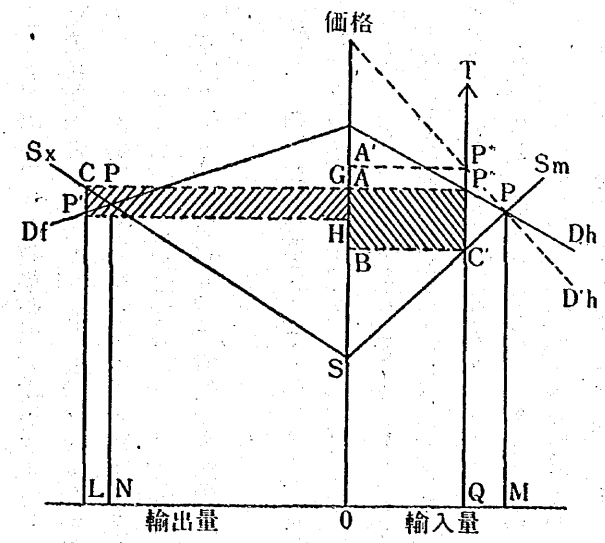
(イ) 補助金による前述の如き輸出増加がもつ乗數效果が當該生産物の國內需要の増加にどの程度作用するか。

(ロ) もしも補助金が他方で課稅により賄われたとした場合、これが

國內市場の漸次的發達を阻害し抑制する」という。しかしこのスミスの見解は事實上の檢證に抗し得ず、長期的に獎勵金の生産效果、價格低下が認められたことは周知のことである。本稿ではこの點を詳細に論ずる目的をもたない。むしろ問題を限定するならば、短期といえども、補助金の價格效果として輸出増加をもたらす條件に國內の供給弾力性値が大であるとみる假定から、國內價格の引上による第二次的作用が生産物を増加させ舊水準に價格を引下げる可能性をもつとみなしてはなるまい。

以上の輸出補助金政策のケースに更に次のような特殊な場合を附加しておく。それは廣義の補助金政策というべきリンク制度の採用である。ここでは輸入證明書制度などの採用により輸出者に一定以上の輸出に對し他の商品が無稅で輸入し得る證明書を發行し、その讓渡も自由とする事によつて輸出を助長する政策などを例に考へるものであるが、一般的なケースとして輸出に應じある一定の比率で國內に有利に販賣し得る物品の輸入權を與えるというような所謂「補償リンク制度」を對象とする。まずこの種のリンク制度の前提條件を考へなくてはならぬ。その第一はリンク輸入品は國內の需給バランスからみて著しく供給不足を來し、内外價格差のひらきが大きいこと、第二はこの輸入を直接に統制しその輸入權を許可された輸出業者にのみ與えていること、従つてこれを輸入し得たものは割當制により生ずる特別利潤を加え有利に國內に販賣し得ることとなる。この條件のもとで今輸出の補償關係をみると下圖の如くである。圖において左に當該生産物の輸出、右にリンク輸入品をとり、縦軸に價格を横軸に各々の輸出入量と輸入量をとる。輸出に

貿易政策の價格調整效果の分析



ついていえば、輸出供給曲線は S_x 、輸出外國需要曲線が D_f の場合、その均衡價格は P で、 P, N の價格で O, N 量が輸出される。そこで輸出促進のため輸出量を O, N から O, L に増加せしめようと考へたとする。しかる際には輸出價格は O, H でなければならぬ。供給價格は O, G であるからこの輸出は G, C, P, H の損失をもたらすであろう。圖の右側に示すリンク輸入品については、その供給曲線 S_m 、これに對する需要曲線 D_h で輸入割當の如き統制前での價格は M, P 、輸入量は O, M である。それに輸入割當制を實施すれば、供給曲線は S, O, T に變化する。そのため O, B の價格で O, Q を輸入し O, A 價格をもつて國內に販賣出來、 A, P', O, B の利益を取得出来る。かくして O, L の輸出により生じた損失はかかる輸入權を與えることにより充分補償されるであろう。その補償は圖では輸出損失 G, C, P, H と輸入利益 A, P', O, B により示されるところである。勿論この二つの面積は必ずしも等しいとは限らない。この補償が效果的たるためには A, P', O, B が G, C, P, H より

當該生産物の國內需要の減少にどの程度作用するか。
(ロ)は更に、(イ)一般課稅により賄われるという場合と、(ハ)特定の産業の生産物に對する課稅により賄われる場合とに分けられる。(イ)を假定すると、右の作用は當該生産物に對する限界消費性向の大きさによるだろうし、また代替弾力性に依存する。(ハ)の場合にはむしろ被課稅生産物と被補助金生産物との需要の代替關係により後者の需要を増加せしめることもあり、前述の基本的な第一次效果を變化せしめないかも知れない。しかし、總じてここでとりあげている補助金は(イ)の一般課稅に依據するほど多額なものではないから、考慮すべき所得效果は(イ)と(ハ)に限定してもさしつかえあるまい。従つてこの效果は輸出増加・國內價格引上を更に同一方向におしすすめると考えられるであろう。

第三は補助金の生産效果に關してである。即ち補助金によつて輸出が増加したという點からそれだけ當該生産物に對する需要の増加をもたらす、かつ國內價格を引上げたこととこれにより國內生産が増加する作用を與へはしないかということである。これは既に古く穀物獎勵金制度についての古典學派の諸議論に現われているところでもある。即ち、もしかかる生産效果があるとすれば、國內價格の引上は當該生産物の生産増加により相殺され、逆に再び價格低落をもたらすであろう。周知の如く穀物獎勵金の場合にはアダム・スミスはこれに反對し、「獎勵金のために惹起される穀物の異常な輸出は、當該各年において、それが外國市場及び消費を擴大すると丁度同じだけ國內市場及び消費を減少させるとどまらず、その國の人口及び産業を抑制することによつて、その窮極の傾向として

りも大なることが必要である。それには次の二つの条件を考へることが出来る。

第一はG'P'Hの出来る限り小なることで、換言すれば、輸出價格をその供給價格以下に切下げて増加し得る海外需要の程度で、もしその弾力性値が小であるならば、その切下げが大でなければ輸出量は期待したほどの増加を示さず、その結果一定の輸出増加分をもたらすG'P'Hに相當する損失部分が大となり、反對ならばその部分は小となる。

第二は輸入利益A'P'O'Bの大なることで、それにはリンク輸入品に對する國內需要の價格弾力性が小なること、これに相應して割當量を少く輸入する場合を考へることが出来る。前者は傾斜のヨリ急な需要曲線D'により示される通りでその場合には輸入利益はA'P'O'Bより大なるA'P'O'Bの如く増加する。猶これについては後に輸入割當制を適用するケースの分析で詳細にあつかわれるであらう。

かくして補償リンク制度による輸出促進効果は右の二つの側から規制される。もしもさきの條件が満たされるとすれば輸出量は國內供給者の損失なくして増加し得、輸出價格の低下から生ずる國內價格への作用を招来せず、その國內供給量を調節することが可能である。むしろリンク輸入により一般の利潤以上のものが得られるとすれば輸出は一層増加しその價格を引上げるに至ると考へてよい。しかし問題はこれによる輸入品の價格騰貴である。それは當該生産物とは別種な輸入品ではあるが、この輸入品に對する需要の價格弾力性が小なるほど効果的であるという點から、一般に國內品に代替し難い品種であると共に、必需品的性格を有する。従つてこの價格騰

貴は更に國內の流通過程において價格調整金の如き補助金を用いないとすれば、一般物價に影響を與えるであらう。もつともこの作用は當該生産物の價格に及ぼすとしても、本稿の出発點が當該生産物の價格の低落をいかに阻止し引上げることという調節にある以上、輸出増加による當該生産物の價格引上をむしろ促進するものとして考へることが出来、政策効果の上で矛盾するものではない。ただかかる政策目標を別としてリンク制度の輸出促進効果を對象とするならば右のリンク輸入品の價格騰貴はこの効果を削減する作用をもつものとしてとりあつかねばならない。この際にはこの分析は補償リンク制度のみならず原料リンク制度をも對象とする必要がある。

(註1) G. Haberler, *Der Internationale Handels*, 1933, p. 189. 岡倉・松井共譯、五二三頁。

(註2) L. A. Metzler, *Taxes and Subsidies in Leontief's Input-Output Model*, Q.J.E. 1951, pp. 433-438.

(註3) 拙稿「補助金政策の形態と効果」(「國際不正競争の研究」所載)では一般的な比較靜學的結果を六つのケースについて圖表化した。しかしここではそれらの全部のケースを考慮する必要もない。補助金については文献は極めて少く、わが國ではわずかに上坂西三「貿易概論」一四七—一四八頁、油本豊吉「ダンピング」第一章第四款、伊藤善市「日本經濟に於ける補助金の役割」(「日本經濟の構造分析下巻」)、平岡謹之助「貿易政策論」下巻に制度的概述があるのみである。猶、效果分析に註(1)(2)以外に Earl Rolph, *A Theory of Excise Subsidy*, A.E.R. Sept., 1952, J. Tinb-

ergen, *Four Alternative Policy to Restore Balance of Payments Equilibrium*, *Econometrica*, July, 1952.

(註4) 拙稿「國際貿易の基礎理論」第一章第二節。

(註5) A. スミス「國富論」大内兵衛譯(註)の一四七頁。ここでは穀物輸出補助金は必需品價格の騰貴を意味し、第一に生活水準を引下げ人口を抑制し、第二に貨幣賃銀を引上げ、雇傭能力を低下せしめ、産業活動を抑制することになり、結局において長期に消費を減少せしめるから、輸出補助金下附し需要増加↓生産増加↓價格低下になる筈がないと主張する。

(註6) E. Lipson, *The Economic History of England*, 1931, p. 450.

(註7) ドイツは第十九世紀を通じて徐々に穀物輸出國から輸入國に移行したが、東部と西部とは事情を異にし、東部は輸出、西部は輸入の地域であつた。ところが七〇年代より世界の穀物價格は著しく下落し、東部の輸出は不振に陥入り國內生産の過剩を招来した。そこでこれを輸出し國內の供給を調節しようとして採用したのがこの例である。これにドイツは Fritz Beckmann, *Einfuhr-scheinsysteme*, 1911.

(註8) この一部は貿易收支調整政策の立場にたつて拙著「現代貿易新論」第二版に所載したところである。

二

前のケースは生産物の國內價格の低落を輸出によつて調整するものであつたが、ここでは關稅によつて輸入を削減して國內價格を維

貿易政策の價格調整效果の分析

持するか或は引上げようとするケースを扱う。即ち、問題は當該生産物がその國內の供給に加えて外國よりの輸入をみる場合、關稅によりその輸入國內價格がどの程度上るか、また輸入量がいかに縮小するか、その結果これが國內生産物價格にいかん作用するかである。

右の關稅の直接的な作用を決定するものは、いふまでもなく、稅率の高さ、需要の價格弾力性、輸出の供給價格弾力性である。もしも輸入稅が比較的低いものであれば、この關稅は輸入業者もしくは外國の輸出業者いずれかが負擔し、輸入國內價格や輸入量に影響しないことが考へられる(關稅轉嫁)。勿論これは關稅が僅少である場合を除き、結局は當該生産物に對する價格弾力性によるであらう。ただこの稅率については、從價稅か從量稅か、或は混合稅、選擇關稅かという課稅技術上の相違を考慮されねばならない。たとえば、從量稅と從價稅とを對比すれば註圖の如くであり、從量稅をとるといふ對象物品の價格が高くなるにつれ關稅率を減ずるし、價格が一定額以下の場合には從價稅よりも高率となる。従つて海外の供給價格が低落した場合に、從量稅は輸入國內價格を騰貴せしめるが、從價稅は關稅表を變更しない限りその効果を生じない。しかし、もしもかつてのわが國の米穀法の如く、當該生産物の數量又は價格を調節する必要があるとき、期間を定めて輸入稅を増減或は免除する規定を設ける場合であれば、一時點の分析にはかかる課稅技術上の問題を強いてとりあげる必要はない。通常、關稅の價格效果分析にはこの定式化の上から從價稅を改めて高率に變更するか設定したものと假定する。

さて今當該生産物に價格調節關稅として從價稅 η を賦課したとする。これによつて輸入國內價格は $\eta\%$ だけ騰貴するかと、相手の外國販賣者はおそらく販賣額をおとしたくないために OPH Price を引下げるだろうし、國內の輸入業者も需要量を減少せしめるから、騰貴してもこれよりも低くなるのが通常である。この騰貴分を需要の價格弾力性 ϵ との外國輸出供給價格弾力性 η とから決定すれば、左の如く定式化し得る。

$$\Delta p = \frac{\eta}{\eta + \epsilon} k \cdot p$$

即ち輸入國內價格は以前よりも $\frac{\eta}{\eta + \epsilon} k\%$ だけ上昇することを示す。輸入量はこの輸入の國內價格の騰貴により減少するが、それは

$$\frac{\Delta q}{q} = -\frac{\Delta p}{p} \epsilon_1$$

であるから、

$$\Delta q = -\frac{\eta}{\eta + \epsilon} k \cdot q$$

となる。即ち輸入量は課稅前のそれよりも $\frac{\eta}{\eta + \epsilon} k\%$ 減少する。しかしこの第一次効果は更に自國の當該生産物の國內供給の價格弾力性をはじめとし、總供給量中に占める輸入量の比率(輸入依存度)によつて修正されねばならない。けだし國內の供給弾力性値が大であつたり、輸入依存率が低ければ、この輸入量の減少程度は右の第一次効果よりも大であるからである。しかし問題は次の點にある。即ち關稅によつて輸入國內價格が騰

貴したとしても、國內生産物に對する需要のシフトが生ずるかどうか。第二に需要のシフトが生じたとして國內生産物の價格を上昇せしめる効果を生ずるかどうか。第三にその結果國內生産が増加して輸入價格を更に騰貴せしめるかどうかである。國內の供給弾力性が大というのはこれらの諸過程を一つに表現したものであるが、ここではその各々について多少の検討を要する。

まず第一の點に關して本稿ではある特定の生産物に對象を限定しているから、國內生産物と輸入品とは同じ品種のものとするれば、その意味では需要のシフトを考へてもよいかも知れない。しかし國內生産物の價格低落の際には一般的に價格の需要弾力性値は經驗的に小さくなる傾向を示しており、これをやや回復する程度にとどまり需要の大幅なシフトは招來されないこともあり得る。殊にたとえ同じ品種であつても、内地米と外米の如き品質を異にする場合や用途を異にする場合には、關稅によつて國內生産物へのシフトは生じない(註5) かかる際には國內生産物への價格効果はみられず、専ら輸入國內價格とこれに對する需要の關係だけが問題となる。即ち對輸入價格需要弾力性の値が決定的な條件となるのみである。換言すればかくの如き事情のもとではその弾力性は小さく、第一次効果としての輸入の國內價格を一層引上げることとなるとみることが出来る。

第二の點は需要の國內生産物へのシフトがあつたとして、これによる需要の増加が國內生産物價格にどのように作用するかということである。勿論、純理論的にはこれが國內價格を騰貴せしめ、その供給の價格弾力性が小なればなるほどその騰貴を大ならしめることは明らかである。しかしこれは國內生産物價格構成の諸因子を考慮

外においた場合のことであつて、この價格構成の諸因子がむしろこの作用を充分打消してしまふことを考へなくてはならない。たとえば、その産出高や一般物價との關連をみれば、右の如き國內生産物價格への部分均衡論的結論の限界は明瞭であらう。ただ當該生産物が國際商品であり、國際市場價格の作用を強く受けるものである場合には、經驗的にその輸入の國內價格が關稅により高められれば、國內生産物の價格も當然これにより引上げられることは事實である。

第三の點は關稅の國內生産物に對する生産效果の問題である。即ち前述のような條件下で國內生産物の價格が關稅の作用によつて騰貴することから出發してこれが生産をどの程度増加せしめるかということである。これを決定するのは國內の當該生産物の供給の價格弾力性値であるが、これは餘程大きなものでなければ生産の増加を期待出来ぬであらう。というのは輸入の國內價格は相當に騰貴しても國內生産價格のこれによる騰貴の程度はごくわずかであるからである。と同時に純理論的にはこの國內での相對價格の變化のみから當該生産への資源の移轉を確言出来ぬことに留意すべきである。完全雇傭を前提とすれば、メツツラー(註6)が強調するように關稅の交易條件への作用をこれに加えねばなるまい。しかしここではこのメカニズムを検討することは短期といへども本稿の分析外に屬する。いわんや生産效果という長期の分析は論外である。われわれは更に次のケースに歩をすすめるであらう。

即ち第三のケースとして、右の關稅と輸出補助金とが併用されたとする。これは實際上多くの例をみるところで、輸出補助金の設定には逆輸入を防ぐ意味でも用いられることが多い。このケースにあ

貿易政策の價格調整效果の分析

つては國內生産物の價格に對して一層確實な效果を與えることを指摘しなければならぬ。以下供給と需要の両面についてこれを指摘すれば左の如くである。

(イ) 補助金によつて輸出を促進する可能的條件が多少不確實であり、輸出量が國內供給量を調節し得ず、その國內價格への作用を充分にもたらし得ぬとしても、關稅を併用することにより輸入量を減少せしめ、その結果國內の總供給量を減じ、かかる效果上の不足を補完することが出来る。

(ロ) 補助金の収入源がもしも關稅収入に求められるとすれば、第一のケースでふれた合成效果の問題を考慮外におくことが出来る。

(ハ) 關稅によつて輸入の國內價格が騰貴しても、需要の國內生産物へのシフトが不確實であり、かつその價格構成上の諸因子の働きによつて期待した國內生産物價格の引上が求められない場合でも、補助金による輸出増加が附加的需要を與えるから、右の諸因子の働きに抗し得る、と同時に補助金による乗數效果により所得の増加がもたらせられるとすると、當該生産物の所得の需要弾力性が高ければ、需要のシフトが助長される。従つてそれだけ關稅による國內生産物に對する需要を創出することが出来る。

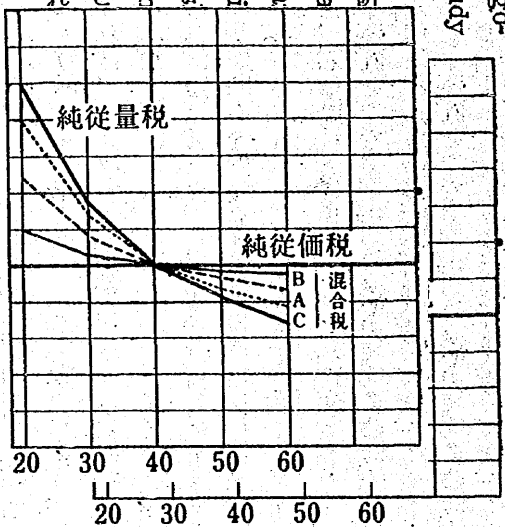
かくして第一・第二のケースの如く補助金のみや關稅のみで當該生産物の價格を調節する場合よりも、國內の總供給・需要と變化せしめ效果を大きくし得る可能性をもつものとい得よう。

(註1) 拙著「貿易政策要論」第一章第二節、並にG・ハーバラー

「前掲書」三六四頁。

(註c) T. E. Gregory, Tariffs-a Study in Method, 1921.

(註c) の實證的研究より H. Liepma Tariff Levels and the Economic Union of Europe, translated by H. Stenning, 1938. があり、これもこれを考慮に入れ



(註4) 大蔵省「調査月報」第四卷第二號「關稅の輸出入に及ぶ效果」。猶、弾力性に更に生産・消費量を加味して騰貴額を公式化したとすればかかる式以外にライトのものがある。Wright, Sugar in Relation to the Tariff. では

$$AP = P_1 \frac{1}{1 + \frac{E_{D_2} - \eta C_2}{E_{D_1} - \eta C_1}}$$

これは國際商品の場合には考えなくてはならないが、本稿では前式によつた。

(註5) 八木芳之助「米價及び米價統制問題」四〇三頁。

(註6) L. A. Metzler, Tariffs, the Terms of Trade, and the Distribution of National Income. J. P. E. Feb., 1949.

の差をもつてこの均衡價格が成立し、そのもとに國際的な需給均衡がなりたつものとして示され、輸入割當制度の實施は輸入國での價格騰貴、輸出國での價格低落をもたらす、前者で國內總需要量の減少、國內生産の増加、後者で國內總生産量の減少、國內需要の増加が招來し、相互にこれがみあう價格差を二國間に生むと説明される。しかしここではかかる方式をとらず、當該生産物の輸入それ自身が割當制度によりいかにその價格を變じ、同種の國內生産物價格に作用するかをみたいと考える。

最初に輸入割當制度のみを採用した場合を想定する。この際の價格に對する作用は限定された輸入量を全部、即ち割當量を全部使用するか、それ以下にとどめるかということと、輸出入國各側の競争の程度により異なるであろう。

(i) 輸出入國各側に競争が存在する場合。この場合には輸入割當制を實施すると、この一定の割當量を獲得するため國內の業者は相互に競争してそのわく内の輸入をあますところがない。むしろその輸入權にプレミアムが附加されるであろう。輸出する方ではその限定により需要がその量まで減少したのであるから、需要の減少に對應する價格の低下をみる。しかしそこにおいても競争が存在するから、そのわくを得るために價格を一層引下げるであろう。これは輸入の量的割當制の場合に明瞭に現れる。そして輸出側のかかる價格引下は益々輸入による利得の幅を大ならしめるから、輸入業者にその割當量全部を使用することの利益をもたらす。かくしてこの兩方の作用から輸出入双方に競争の存在する場合には割當量全部が使用され、輸入量は正確に割當量まで減少するしこれ以下でもない。そ

貿易政策の價格調整效果の分析

Tariffs, International Demand, and Domestic Prices. J. P. E. Aug., 1949. 丸田永作「メツターの關稅理論について」經濟論叢第二三卷第二號。

三

第四のケースとして、輸入割當制を採用し輸入量を直接に統制し當該生産物の價格を引上げようとする場合を想定する。

まずこの政策は關稅と異なり輸入量及び價額を直接的に制限するものであることを考えねばならない。前述したように、關稅政策は當該生産物に比較的の高い關稅を課し、内外價格差を縮めて輸入の減少をもたらそうとするが、この輸入がいかほど減少し價格を騰貴せしめるかは既に述べたように多くの條件に依る。しかし輸入割當制度の場合には前もつてその輸入量を限定しこれを業者や國別(地域別)に割當てしまふ。従つて最高の輸入量はその價格にかかわらず一定で、削減量は當初から定められているものである。勿論この場合にも輸入割當制のみを採用するものと關稅とを併用するものがあり、效果分析には一應この二つのケースが扱われる必要がある。更にH・ハウサーによれば輸出入業者に競争の存在せる場合、輸入側に獨占、輸出側に競争が存在する場合、その反對の場合が考慮されるが、とにかく出發點として國內の生産物の價格と割當制實施前の同種輸入品の國內販賣價格が同一水準にあるかそれとも差があるかということを決めておかねばならない。勿論前者をとるといふことは國際均衡價格論による説明を容易にするであろう。ローネ式の部分均衡圖式はこれを示す。通常は運送費・關稅額だけ

れにより輸入品の國內價格は騰貴するが、その程度はその量的減少の作用プラス輸入プレミアムにより決定される。

(ii) 輸入側に獨占、輸出側に競争のある場合。この輸入側の獨占は一輸入業者のみに許されているような場合や、國內に當該商品が殆ど存在しない場合に可能な國內市場獨占を例として考えることが出来るが、ここでは後者は例を異にする。従つて前者を前提とすると、その獨占業者は割當量以下に輸入量を減少することなく、相手の輸出業者の競争を利用して安價に輸入し、他方割當により生じた價格騰貴を利用して高價に國內に販賣し得る。しかしこの場合嚴密には輸入獨占が割當前において存在していると假定したのであつて、もしも割當が或る輸入業者のみに與えられ、獨占をもたらしたとすれば、事情は異なる。即ち、このような際にはこの割當量全部を使用するとはかぎらないであろう。この割當量以下に輸入をし、價格を一層引上げて利潤を大ならしめようとする。そして利潤が極大になるところに輸入量を定めるに相違ない。従つて、當該輸入品の價格に與える騰貴作用は(i)の輸出入國各側に競争が存在する場合よりも大であり、また輸入獨占が割當前に存在している場合よりも大である。ただし利潤は前者よりも小さい。

(iii) 輸出側に獨占、輸入側に競争の存在する場合。これも(ii)の場合と同様に割當制度實施以前より獨占が存在していたか、割當が獨占を來したかにより結果をやや異にする。輸入する方の事情は(i)と同様で割當以下に輸入しようとする條件はない。ただ輸出側の獨占が前者のような場合には割當全部を輸出しても後者のような場合には割當量以下にとどめることも可能である。それ故に後者の條件下で

は輸入業者側は一層競争を行い輸入におけるプレミアムの増し、かつ對外的にも獨占輸出業者に多少の價格の讓歩を行うかも知れず、輸入の國內價格を割當による作用以上にまた(a)の場合よりも一層騰貴せしめるであらう。

次にこの輸入割當制度に關稅政策を併用したとする。この效果について(a)輸入割當制度實施により生じた内外價格差以下に關稅額が相當するか、(b)それ以上に相當するほど高率であるかが問題である。もし(a)の場合ならば、輸入量は割當量に等しく關稅は量的には影響を與えない。しかしもし(b)の場合ならば、割當量以下に輸入を制限することとなり、輸入割當制度の作用に代つて關稅が輸入量と價格を規制する要因となる。この程度を決定する條件は關稅政策を適用したケースで述べた如くである。

かくして輸入割當制度の輸入の國內價格に與える作用は右の如き諸條件により若干相違するが、輸出或は輸入の獨占による割當制の不利に最も大きな作用が生ずることが出来る。^(註4)以上、四つのケースについてその各々の效果を分析した。殘されているのはこれらの四つの諸手段の政策上の選擇の問題である。こ

れは次の條件のもとで考えられるであらう。即ち當該生産物の輸出或は輸入依存率、その價格構成上の諸因子の作用、他の生産物價格との相關度、價格弾力性値である。そしてかかる條件のもとで選擇された政策が實施される以前に厚生的觀點から比較されることも忘れてはならない。これについては後日稿を改めて述べたいと考えている。

(註1) H. Hauser, Control of International Trade, 1939.

Chap XI, pp. 149-167. 同様に F. A. Haight, French

Import Quotas, 1935, pp. 14-19.

(註2) E. Barone, Grundzüge der theoretischen National-

ökonomie, 1935, pp. 102-104.

(註3) 拙著「貿易政策要論」第三章第三節。

(註4) Kurt Häfner, Zur Theorie der mengenmässigen

Einfuhrregulierung, Weltwirt Archiv, März 1935, 各口

吉彦「貿易統制の研究」一九四頁、平岡謙之助「前掲書」三四

三三四頁。

ソ連における重工業優先論

加藤 寛

一

ソ連ではできるだけ早く資本主義に追いつき追いつくために、重工業優先の五カ年計畫經濟を當初から實施していたのであるから、いまさらのように重工業優先を強調する必要はないと考えられることもない。ところが第六次五カ年計畫では「社會主義國民經濟の發展のうえで指導的役割をはたすものは、工業、まず第一に重工業、生産手段の生産である。重工業を優先的に發展させずには、國民經濟のすべての部門における擴大再生産や、たえまない技術的進歩や生産力の着實な發展や、勞働生産性の着實な増大を確保することはできないし、またわが國の不敗の防衛力を確保し、國民の福祉を高めることはできない。このことは、マルクス・レーニン主義經濟學がおしえており、またわが社會主義國家の發展の歴史的經驗の全體によつて確證されている。『われわれは、重工業の優先的發展をめざすレーニンの一般方針をかたくたゆまずまもりながら世界的な勝利をかちとつた』(ソ同盟共產黨第二〇回大會ブルガーニン報告)と、

ソ連における重工業優先論

重工業の優先を再確認し、主張している。これは戦後の三次にわたる五カ年計畫のうちで、初めてのことである。

この再確認・再強調の理由は何であらうか。
一九五三年にスターリンがその活動的な生涯を閉じ、マレンコフがスターリンのあとを繼いだ年の八月に、かれは次のような演説を試みた。「我々は重工業がわが社會主義經濟の基本的土臺であることに常に銘記せねばならない。何故なら重工業の發展なくしては、輕工業を一層發展させ農業の生産力をさらに高め、わが國の國防力を強化することは不可能だからである。ここ迄は從來の重工業優先論と大差はない。しかし彼は更に續けた。「一九五三年重工業生産は工業總生産の七〇%を占めるに至つた。この強大な重工業基礎に立脚するならば、消費財を飛躍的に増産して、消費財に對する國民需要を充足できる。」「今日迄わが國には重工業と同一のテンポで輕・食料品工業を發展させる機會がなかつたが、現在では、われわれは國民の物質・文化的な生活水準を一層急速に向上させるために輕工業の發展を全面的に強行できるし、しなければならぬ。これは少くとも